

平成23年9月

人事行政の運営等の状況

和歌山県

目 次

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
(1)採用者数	
(2)退職者数	
(3)再任用職員の採用・離職状況	
(4)再任用職員数	
(5)部門別職員数の状況と主な増減理由	
(6)年齢別職員構成の状況	
(7)職員数の推移	
2 職員の給与の状況	5
(1)総括	
(2)一般行政職給料表の状況	
(3)職員の平均給与月額、初任給等の状況	
(4)一般行政職の級別職員数等の状況	
(5)職員の手当の状況	
(6)特別職の報酬等の状況	
(7)公営企業職員の状況	
3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	20
(1)一般職員の勤務時間の状況	
(2)一般職員の勤務時間の運用状況	
(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況	
(4)特別休暇の導入状況	
(5)介護休暇の取得者数	
4 職員の分限及び懲戒処分の状況	21
(1)分限処分者数	
(2)懲戒処分者数	
5 職員のサービスの状況	23
(1)育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数	
(2)育児短時間勤務の取得者数等	
(3)修学部分休業の実施状況	
(4)高齢者部分休業の実施状況	
(5)自己啓発等休業の実施状況	
6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	24
(1)研修状況	
(2)勤務成績の評定状況	
7 職員の福祉及び利益の保護の状況	31
(1)公務災害・通勤災害の認定件数	
(2)健康診断実施状況	
(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況	
8 その他知事が必要と認める事項	32
定年退職者・勸奨退職者の再就職者数	

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況	33
2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	42
3 勤務条件に関する措置の要求の状況	55
4 不利益処分に関する不服申立ての状況	55

I 人事行政の運営状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)採用者数 (平成23年4月1日付) (単位:人)

試験(検査)区分	合格者数	採用者数	内女性
I種			
一般行政職	49	44	14
総合土木職	5	5	
建築職	2	2	
機械職	1	1	
化学職A	3	3	
農学職	5	5	1
水産職	1	1	
学校事務職	12	12	5
警察事務職	4	3	2
法医鑑識	1	1	1
化学職B	1	1	
小計	84	78	23
III種			
一般事務	4	4	2
土木	1	1	
学校事務職	11	10	7
警察事務職	3	2	1
小計	19	17	10
教員			
小学校教員	133	126	84
中学校教員	79	76	31
高等学校教員	78	74	27
特別支援学校教員	30	29	17
養護教員	3	3	3
寄宿舍指導員	2	2	
実習助手	5	5	3
小計	330	315	165
警察官			
警察官A男性一般	51	35	
警察官A女性一般	4	3	3
警察官A武道(柔道)	2	1	
警察官A武道(剣道)	2	2	
警察官B男性	30	29	
警察官B女性	3	3	3
小計	92	73	6
医師	4	4	1
社会福祉士	1	1	
臨床心理士	2	2	1
獣医師	5	4	1
薬剤師	4	3	1
看護師	3	3	2
保健師A	2	2	2
栄養士	1		
臨床検査技師	1	1	1
工業技術技師	3	3	
専任教員	5	5	5
県立近代美術館学芸員	1	1	1
司書	1	1	1
学校栄養職員	1	1	1
保健師B	1	1	1
小計	35	32	18
合計	560	515	222

(平成22年度:平成22年4月1日～平成23年3月31日)(単位:人)

試験(検査)区分	採用者数	内女性
I種		
一般行政職	35	11
総合土木職	5	
建築職	3	2
化学職	2	
農学職	4	
林学職	1	
水産職	1	
学校事務職	7	4
警察事務職	11	6
小計	69	23
III種		
一般事務	2	
土木		
学校事務職	7	3
警察事務職	5	4
小計	14	7
教員		
小学校教員	126	86
中学校教員	73	33
高等学校教員	41	12
特別支援学校教員	27	19
養護教員	3	3
寄宿舍指導員		
実習助手	2	1
小計	272	154
警察官		
警察官A男性一般	51	
警察官A女性一般	6	6
警察官A武道(柔道)	3	
警察官A武道(剣道)	1	
警察官B男性	36	
警察官B女性	5	5
小計	102	11
医師	8	4
薬剤師	2	
工業技術技師	3	2
社会福祉士	2	2
専任教員	1	1
看護師	8	5
作業療法士	1	1
教官	1	
県立博物館学芸員	1	
学校栄養職員	1	1
小計	28	16
合計	485	211

(2)退職者数 (平成22年度) (単位:人)

区分	合計	定年退職		勧奨退職 (定年前希望退職を含む)	普通退職		その他			
		勤務延長後の退職			在職期間の通算を伴う退職等	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	157	99		26	28	18		1		3
研究職	11	10		1						
医療職	19	6		4	8	1				1
技能労務職	31	19		2	10	9				
教育職	465	216		161	81	60		1		6
警察職	113	57		7	46	23		1		2
合計	796	407		201	173	111		3		12

(注) 1 「普通退職」とは、定年退職及び勧奨退職のいずれの事由にも該当しないで離職する場合をいう。(例:自己都合による退職や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが一方の地方公共団体を離職した場合等)
 2 「在職期間の通算を伴う退職等」とは、「普通退職」の要件に該当するもののうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて他の地方公共団体、国等の職員となるため退職手当を支給されずに退職した場合や、二以上の地方公共団体の職員としての身分を併有していたが、一方の地方公共団体を離職した場合をいう。

(3)再任用職員の採用・離職状況

(平成22年度)

(単位:人)

区分	合計		再任用職員数										合計		再任用職員の離職者数			
			常時勤務職員		短時間勤務職員						常時勤務職員				短時間勤務職員			
			任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	任期更新	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	任期更新	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	任期更新	7時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	任期更新			29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新	任期非更新	任期更新
一般行政職	131	88		131	88		1	1	130	87				124	12		124	12
研究職	11	6		11	6				11	6				11	3		11	3
医療職	12	10		12	10				12	10				12			12	
技能労務職	24	12		24	12								24	12	24	3	24	3
教育職	28	13	28	13										28	7	28	7	
警察職	11	8		11	8				11	8				11	8		11	8
合計	217	137	28	13	189	124		1	1	164	111		24	12	210	33	28	7

(4)再任用職員の職員数

(平成23年4月1日現在)

(単位:人)

区分	合計		再任用職員数															
			常時勤務職員		短時間勤務職員						常時勤務職員		短時間勤務職員					
			任期更新	任期更新	15時間30分以上 19時間22分30秒未満	任期更新	19時間22分30秒以上 23時間15分未満	任期更新	23時間15分以上 27時間7分30秒未満	任期更新	7時間7分30秒以上 29時間3分45秒未満	任期更新	29時間3分45秒以上 31時間以下	任期更新	任期更新			
一般行政職	155	119	3	152	119		1	1	151	118								
研究職	10	8		10	8				10	8								
医療職	16	12		16	12				16	12								
技能労務職	34	21	1	33	21								33	21				
教育職	34	21	34	21														
警察職	11	3	3	2	8	1			8	1								
合計	260	184	41	23	219	161		1	1	185	139		33	21				

(5)部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成23年4月1日現在)(単位:人)

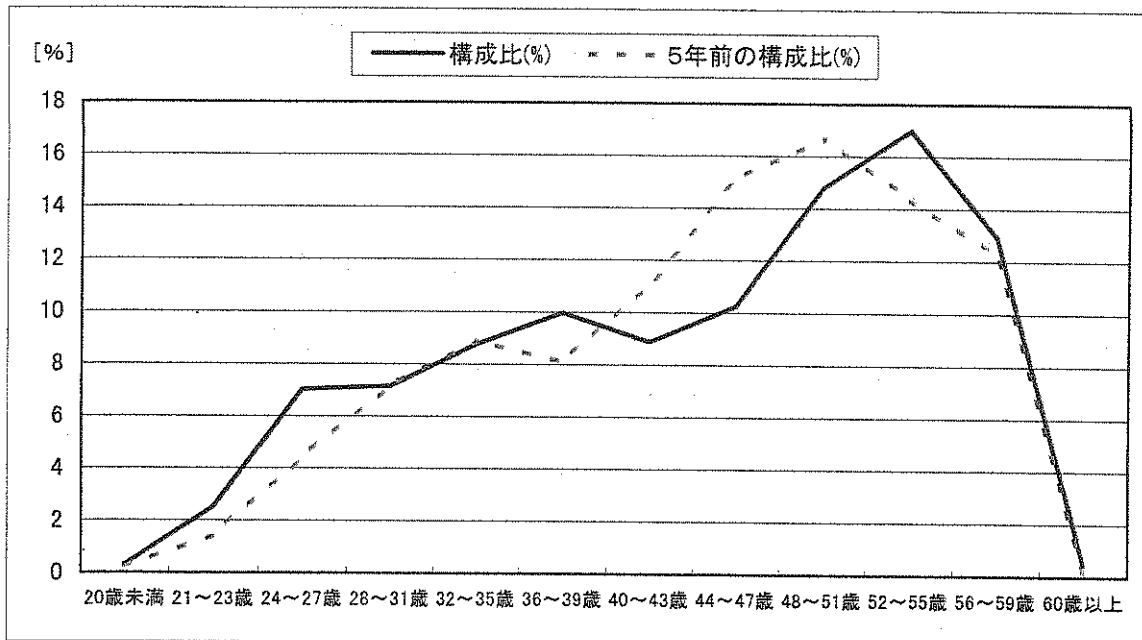
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由等	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	議会	34	32	▲2	・事務の統廃合及び縮小による減 ・紀の国わかやま国体に向けた体制強化 ・児童虐待への対応強化 ・鳥獣害対策への取り組み強化	
	総務企画	709	708	▲1		
	税務	163	159	▲4		
	民生	306	306	0		
	衛生	443	461	18		
	労働	53	54	1		
	農林水産	818	807	▲11		
	商工	215	215	0		
	土木	811	804	▲7		
	小計	3,552	3,546	▲6		(参考:人口10万人当たり職員数 345.7 人)
	教育部門	9,414	9,300	▲114		
	警察部門	2,476	2,470	▲6		
	小計	15,442	15,316	▲126		(参考:人口10万人当たり職員数 1493.34 人)
	公営企業等	病院	197	153		▲44
その他		49	47	▲2		
小計		246	200	▲46		
合計	15,688	15,516	▲172	(参考:人口10万人当たり職員数 1,512.8 人)		
		[16,532]	[16,428]	[▲104]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(6)年齢別職員構成の状況

(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	45人	393人	1,089人	1,108人	1,359人	1,548人	1,378人	1,592人	2,294人	2,636人	2,004人	70人	15,516人

(7) 職員数の推移

(単位:人・%)

部 門 \ 年 度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	3,851	3,788	3,687	3,605	3,552	3,546	▲ 305 (▲ 7.9%)
教育	9,955	9,798	9,657	9,536	9,414	9,300	▲ 655 (▲ 6.6%)
警察	2,432	2,442	2,459	2,453	2,476	2,470	38 (1.6%)
消防							
普通会計計	16,238	16,028	15,803	15,594	15,442	15,316	▲ 922 (▲ 5.7%)
公営企業等会計計	325	300	283	265	246	200	▲ 125 (▲ 38.5%)
総合計	16,563	16,328	16,086	15,859	15,688	15,516	▲ 1,047 (▲ 6.3%)

2 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況(普通会計決算)

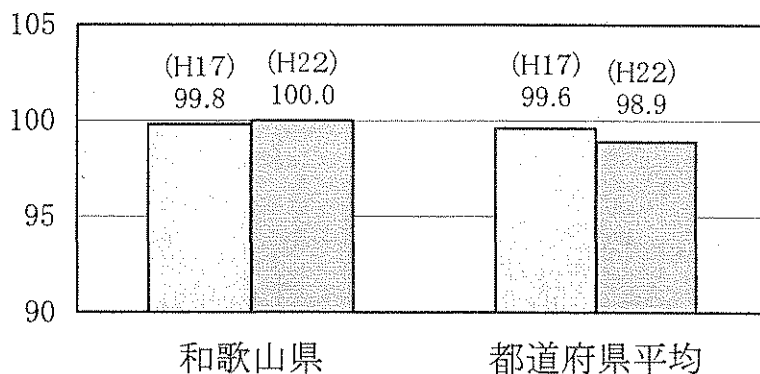
区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
22年度	人 1,025,619	千円 539,469,112	千円 4,455,499	千円 151,781,717	% 28.1	% 27.9

イ 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
22年度	人 15,480	千円 69,370,579	千円 12,149,352	千円 25,187,666	千円 106,707,597	千円 6,893

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成22年4月1日現在の人数である。

ウ ラスパイレス指数の状況



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。(平成22年4月1日現在)

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	円 375,873	円 376,283	円 △410	% △0.11	% △0.11	% △0.19

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	月 3.97	月 4.15	月 △0.18	月 △0.20	月 3.95	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(2) 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.8 歳	338,161 円	412,144 円
技能労務職	50.3 歳	338,967 円	380,783 円
うち用務員	51.8 歳	333,243 円	361,208 円
うち運転業務員	51.1 歳	354,003 円	418,212 円
うち守衛	50.3 歳	347,382 円	389,791 円
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	45.1 歳	391,350 円	438,653 円
小・中学校(幼稚園)教育職	46.3 歳	389,456 円	431,109 円
警察職	39.3 歳	321,881 円	443,240 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

3 平成23年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

イ 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		和歌山県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	I種 181,200 円 II種 172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	—
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700 円	—
警察職	大学卒	197,200 円	203,100 円
	高校卒	164,700 円	158,100 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,003 円	314,601 円	369,703 円
	高校卒	223,489 円	263,745 円	310,231 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	242,667 円	264,067 円
高等学校教育職	大学卒	301,476 円	352,528 円	397,400 円
小・中学校教育職	大学卒	304,203 円	359,016 円	391,631 円
警察職	大学卒	287,829 円	337,826 円	379,836 円
	高校卒	245,314 円	292,004 円	340,250 円

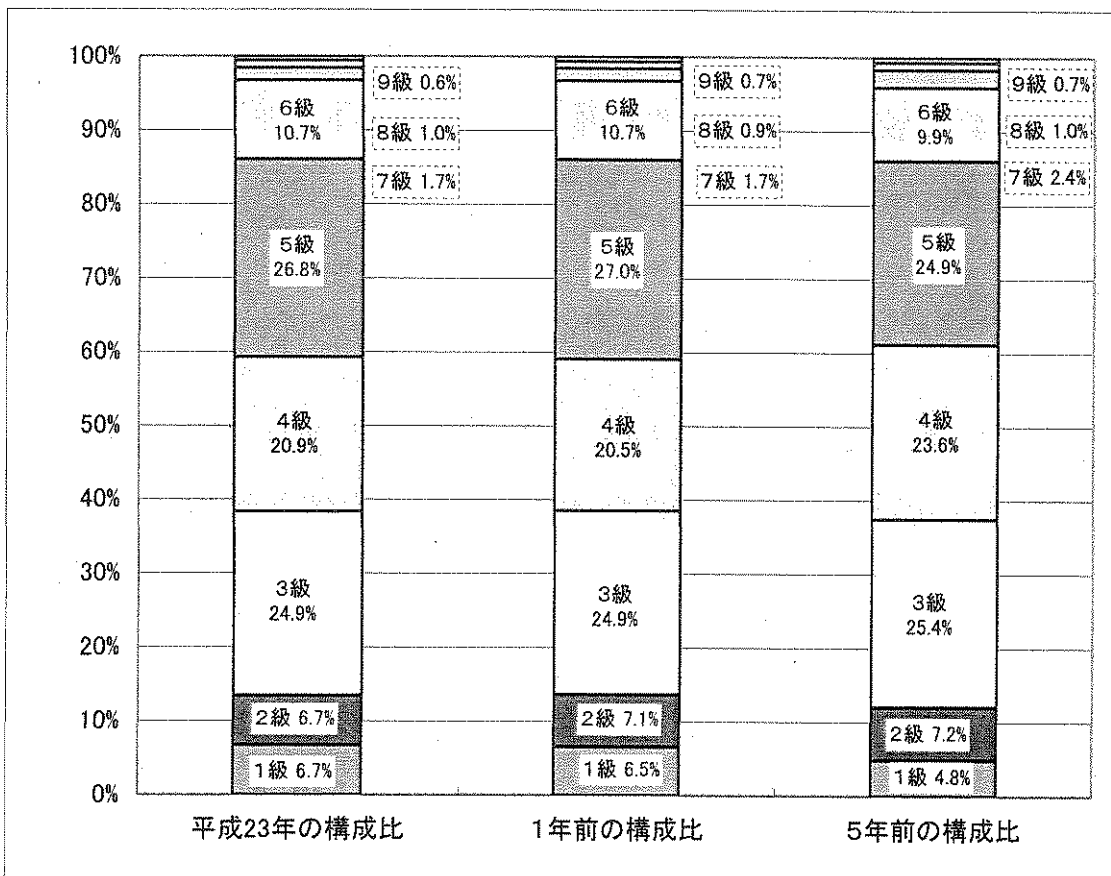
(注) 平成23年度は、厳しい財政状況を踏まえ管理職の職員は給料の2%減額している。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	部長	25人	0.6%
8級	局長	41人	1.0%
7級	参事・課長	66人	1.7%
6級	課長・副課長	424人	10.7%
5級	課長補佐・班長・主任	1,060人	26.8%
4級	主査	826人	20.9%
3級	主査・副主査	984人	24.9%
2級	主事・技師	266人	6.7%
1級	主事・技師	265人	6.7%
計		3,957人	100.0%

(注) 1 和歌山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



イ 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

平成18年4月から全職員を対象とした業績・行動に基づく勤務実績評価(平成19年度から人事評価)を実施しています。

2 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、業績と行動の両要素を総合的に点数による絶対評価を実施し、5段階(A～E)に格付けし、その評価結果(評語)に基づき、昇給区分(0～7号給)を決定しています。

平成23年4月1日の昇給の実績については次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

ア 特定職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	3号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	45.4%	54.6%	0.0%
55歳以上	昇給号数	3号給以上	2号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	33.9%	66.1%	0.0%

イ 特定職員以外の職員

	昇給区分	上位(A・B)	標準(C)	下位(D・E)
55歳未満	昇給号数	5号給以上	4号給	2号給、昇給なし
	人員分布率	30.7%	69.1%	0.2%
55歳以上	昇給号数	3号給以上	2号給	1号給、昇給なし
	人員分布率	15.1%	84.9%	0.0%

- ※ 特定職員とは、行政職給料表7級以上の適用を受ける者をいいます。
- ※ 全ての期間を勤務していない者(病気休暇の取得、昇給判定期間の最初の日以後に採用された者等)、懲戒処分又は分限処分を受けた者で昇給区分が調整された者を除いています。
- ※ 人員分布率については、最高号給に到達した者を除いた割合です。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

和歌山県		国	
1人当たり平均支給額(平成22年度)		—	
1,600 千円			
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
・管理職加算 10～20%		・管理職加算 10～25%	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 和歌山県の特定幹部職員(部・次長級)の支給割合については、期末手当 2.2月分、勤勉手当 1.75月分である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1 勤務成績の評定の実施状況
 平成17年6月勤勉手当分から、全職員を対象に評定期間(6月勤勉:12月2日～6月1日、12月勤勉:6月2日～12月1日)の勤務実績に基づき所属長からの内申により勤務成績を評定しています。

2 勤勉手当への勤務成績の反映状況
 全職員について、評定期間の勤務実績に基づき、所属長からの内申により成績率(特に優秀、優秀、良好(標準)、特に不良)を判定しています。
 平成22年12月支給の勤勉手当の実績は次のとおりです。

(知事部局の一般行政職給料表適用者)

ア 特定幹部職員(次長級以上の職員)

	上位	標準	下位
成績率	112/100～97/100	82/100	69/100
人員分布率	23.2%	76.8%	0.0%

イ 特定幹部職員以外の職員

	上位	標準	下位
成績率	92/100～77/100	62/100	49/100
人員分布率	34.5%	65.4%	0.1%

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

和歌山県				国			
退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	退職手当の基本額	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (2%～20%)	
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分		退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円～79,200円)の60月分	
(退職時特別昇給		なし)		(退職時特別昇給		なし)	
1人当たり平均支給額		353 千円 27,068 千円		1人当たり平均支給額		353 千円 27,068 千円	

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。
 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)			1,198,740 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)			74,888 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	32 人	18 %
大阪市	15 %	5 人	15 %
和歌山市	3 %	6,482 人	3 %
橋本市	3 %	868 人	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0.0 %	8,075 人	0 %
医師・歯科医師	15 %	28 人	15 %
平均支給率			1.5 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

工 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		712,127 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		80,658 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		51.9 %	
手当の種類(手当数)		43	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	総務部総務管理局税務課又は県税事務所に勤務する職員	出張して県税の納入・納税義務者と直接接して行う課税調査、徴収	月額20,000円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
税外収入徴収手当	税外収入の事務に従事する職員	出張して、税外収入の滞納者と直接接して行う徴収	日額360円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練等の指導	日額850円
社会福祉業務手当	紀南児童相談所、子ども・女性・障害者相談センター又は振興局健康福祉部に勤務する職員	生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法又は売春防止法に定める保護その他の措置を必要とする者と面接して行う生活指導等	月額12,800円以内 (支給対象業務の従事日数により支給)
防疫業務等手当	こころの医療センター又は保健所に勤務する職員	感染症の患者の移送、医療又は感染症の防疫作業等	日額330円
放射線取扱手当	エックス線装置等の取扱いに従事する職員	有害放射線の影響を受ける作業	日額340円
精神保健業務手当	福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課、業務課又は保健所に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法に基づく調査(患者に直接接する場合には限る。)、診察の立会い、入院措置のための移送	日額600円
病院看護業務等手当	こころの医療センターに勤務する看護師、准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日午前5時)において行われる看護等	深夜における勤務時間 深夜全部 6,800円 4時間以上 3,300円 2～4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
し尿処理施設等検査手当	保健所又は環境衛生研究センターに勤務する職員	廃棄物の処理及び清掃に関する法律又は水質汚濁防止法に基づく供用開始後のし尿処理施設又は浄化槽の立入検査	日額300円
と畜検査手当	保健所に勤務する獣医師	と畜場法に基づくと畜検査	日額500円
災害応急作業等手当	振興局建設部に勤務する職員	重大な災害が発生した現場において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
特別環境作業従事手当	振興局地域振興部又は建設部に勤務する職員	命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が著しい高低差10メートル以上かつ傾斜40度以上の急傾斜地で行う治山事業の現場における測量、調査、監督等	日額300円
火薬類等災害調査手当	総務部危機管理局消防保安課又は振興局地域振興部に勤務する職員	火薬類取締法、高圧ガス保安法に基づく火薬類又は高圧ガスの製造施設等の災害調査	日額750円
漁業取締手当	農林水産部水産局資源管理課に勤務する職員	漁業取締船に乗り組んで行う違反漁業の取締	日額620円
種雄牛馬等取扱手当	畜産試験場に勤務する職員	種雄牛馬の精液の採取又は雌牛馬の受精卵採取、移植若しくは直腸検査	日額300円
用地交渉手当	振興局建設部に勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉等	日額1,000円

有害物取扱手当	環境衛生研究センター又は工業技術センターに勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物及び劇物を使用して健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査	日額300円
動物保護手当	保健所に勤務する予防技術員	狂犬病予防法に基づく捕獲等	日額600円
道路上作業手当	振興局建設部に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持補修等	日額500円
定時制課程等事務手当	定時制又は通信制の高等学校に勤務する事務職員	午後5時以降において、2時間以上勤務する定時制・通信制課程の事務業務	日額120円
複式手当	小学校又は中学校教育職員	異なる2の学年を1学級として行う授業	日額290円
準単級手当	小学校教育職員	異なる3以上の学年を1学級として行う授業	日額350円
分校主任手当	小学校又は中学校教育職員のうち分校主任又はこれに相当する職にある者	分校主任等の担当業務	日額300円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち主任等に係る職務に従事した者	教務主任、学年主任、生活指導主任、進路指導主任、特別支援学級主任等の担当業務	日額200円
兼務手当	高等学校教育職員	本務以外に定時制や他校の高等学校の通常課程、通信教育等を担当(兼務)する業務	時間2,780円
舎監手当	寄宿舎の舎監を兼ねる県立学校教育職員	正規の勤務時間以外における学生寮での寮生への生活指導等(2時間以上)	日額1,100円
教員特殊業務手当	教育職員	①非常災害時等の緊急業務 ②児童生徒引率指導業務	①(ア)児童生徒の保護又は緊急の防災復旧業務 日額3,200円 (イ)児童生徒の負傷疾病に伴う救急業務及び緊急補導 日額3,000円 ②(ア)修学旅行、公式試合等で泊を伴うもの 日額1,700円 (イ)部活動で休日等に行うもの 日額1,500円
私服作業手当	生活安全、刑事及び警備部門の業務に従事する警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕等の業務	日額 560円(国内) 日額1,100円(国外)
警ら用自動車乗務手当	地域部門の業務に従事する警察職員	警ら用無線自動車を運転して行う犯罪の予防、捜査その他取締警戒等の業務	日額 420円
交通警察業務手当	交通部門の業務に従事する警察職員	交通事故捜査、交通指導取締等の業務	(1)交通事故捜査・検問 日額 560円(昼間) 日額 840円(夜間) 日額 840円(昼間・高速上) 日額 1,260円(夜間・高速上) (2)交通取締用自動二輪 日額 560円(白バイ) (3)上記以外 日額 310円 日額 460円(高速上)
警ら手当	駐在所、交番等に勤務する警察職員	犯罪予防のための警らの業務	日額 340円
鑑識業務手当	犯罪鑑識の業務に従事する警察職員	指紋、手口若しくは写真又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識の業務	日額 280円(現場以外) 日額 560円(現場)

死体取扱手当	死体を取り扱う業務に従事する警察職員	死体の検視・検証及び解剖の補助の業務	(1)検視・検証 1体 1,600円 (2)検視・検証(損傷著しい死体) 1体 3,200円 (3)検視・検証(検視官・刑事調査官) 1体 3,200円 (4)解剖補助 1体 3,200円
留置管理手当	留置業務に従事する警察職員	留置人の看守業務又は被疑者等の護送業務	日額 320円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(22時から5時まで)において行われる業務	(1)深夜の全部を含む勤務 1回 1,100円 (2)深夜の一部を含む勤務 1回 730円 (3)深夜の一部を含む勤務 (2時間未満) 1回 410円
爆発物処理等手当	爆発物等の処理に従事する警察職員	爆発物又はその疑いのある物件の処理、火薬類の製造施設等の災害調査の業務	(1)爆発物、特殊危険物質等処理 1件 5,200円 (2)特殊危険物質による被害の危険がある区域での作業 日額 250円 (3)火薬類の製造施設の災害調査 日額 750円
救難救助手当	救難救助の業務に従事する警察職員	断が、激流等の著しく危険な場所での救難救助の業務	1回 470円
緊急呼出手当	生活安全、刑事、警備及び交通部門の業務に従事する警察職員	突発的に発生した事件事故の処理作業のため、正規の勤務時間以外の時間に呼出を受け夜間(21時から5時まで)において行う業務	1回 1,240円
潜水手当	潜水の業務に従事する警察職員	潜水器具を着用して行う、証拠品若しくは遺体の捜索又は人命救助等のための潜水業務	1時間 400円
航空手当	警察航空隊の業務に従事する警察職員	航空機の操縦及び航空機に搭乗して行う整備、捜索等の業務	(1)航空機の操縦 1時間 5,100円 (2)搭乗して行う警察活動 1時間 1,900円 (3)搭乗して行う整備業務 1時間 2,200円 (4)捜索・救難救助のための降下 日額加算 870円
災害応急手当	重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の作業に従事する警察職員	異常な自然現象又は大規模な火事等の事故により重大な災害が発生した箇所又は周辺で行う災害警備、遭難救助、鑑識活動等の業務	日額 840円 (警戒区域等危険地域840円加算)
警護等手当	警備部門の業務に従事する警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣等の身辺警護の業務	(1)天皇、皇后、皇太子、皇太子妃、文仁親王、悠仁親王の身辺警衛 日額 1,150円 (2)上記以外の皇族、内閣総理大臣等の身辺警護 日額 640円
銃器犯罪捜査手当	刑事部門の業務に従事する警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査等の業務	(1)銃器使用犯罪現場での犯人逮捕 日額 1,640円 (2)銃器使用犯人逮捕 日額 1,100円 (3)銃器所持犯人逮捕 日額 1,100円 (4)(1)の業務に付随する直近警戒 日額 1,100円 (5)(2)の業務に付随する直近警戒 日額 820円 (6)銃器使用暴力団抗争での事務所等の直近警戒 日額 820円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	2,377,222 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	350 千円
支給実績(平成21年度決算)	2,450,956 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	358 千円

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		1,989,364 千円	241,516 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家)最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅)3,400円	異なる	2 自宅なし	864,116 千円	108,803 円
初任給調整手当	医学等に関する専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に採用から35年以内の期間支給(採用から1年経過することにより額を減じて支給) 医師・歯科医師 最高支給月額 410,900円	異なる	21年以上について、国と異なる支給額を適用	103,382 千円	3,692,221 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1) 二輪 2,000~24,500円 (2) 四輪 2,000~44,300円	異なる	2(2)四輪 2,000~24,500円	1,762,142 千円	131,946 円
単身赴任手当		同じ		88,153 千円	319,395 円
特勤勤務手当	交通至難な地その他生活の不便な地域に在勤する職員に対して支給 1級地 4,000円/月 2級地 7,000円/月 3級地 10,000円/月	異なる	給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 2級地 8% 3級地 12%	7,347 千円	74,965 円

へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に給料及び扶養手当の月額合計額に級別に応じた支給割合を乗じて得た額 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% 準ずる学校 2%			106,533 千円	211,375 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 一般の宿日直 4,200円 機器等の監視、管理等のための当直 5,100円 福祉施設等の生活介助等のための当直 5,900円 医師当直 20,000円 年末年始期間は、100分の150を乗じて得た額	異なる	年末年始期間の支給額	356,143 千円	198,298 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 6時間以下 6,000~12,000円 6時間超 9,000~18,000円	同じ		2,940 千円	34,588 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ		188,779 千円	81,616 円
休日勤務手当	祝日法による休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数(年末年始は、1時間当たりの給与額×1.5×時間数)	異なる	年末年始の支給割合	582,705 千円	183,529 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (33,700~126,400円)	同じ		1,132,364 千円	709,501 円
寒冷地手当	寒冷地に在職する職員に支給 (11月~翌年3月) 1 世帯主である職員 扶養親族あり 17,800円 扶養親族なし 10,200円 2 その他の職員 7,360円	同じ		2,783 千円	61,840 円
義務教育等教員特別手当	小中学校、県立学校に勤務する教育職員に級号給に応じて3,900~15,900円を支給			821,643 千円	97,908 円
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する校長及び教員に給料の5%(管理職手当受給者は4%)を支給			48,699 千円	278,282 円
産業教育手当	農業又は工業に関する科目の授業及び実習を担当する教員に給料の5%(定時制通信教育手当受給者は3%)を支給			45,910 千円	249,512 円

農林漁業普及指導手当	普及指導員が現地において直接農林漁業者に技術及び普及指導を行ったときに支給 日額800円 (給料月額8%の範囲内)			4,238 千円	58,060 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し支給 給料月額に相当する額	同じ		710 千円	709,520 円

(6) 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	1,137,400 円	(1,210,000)円
	副 知 事	893,000 円	(950,000)円
報 酬	議 長	921,500 円	(950,000)円
	副 議 長	785,700 円	(810,000)円
	議 員	746,900 円	(770,000)円
期 末 手 当	知 事	(22年度支給割合)		
	副 知 事	2.95 月分		
退 職 手 当	議 長	(21年度支給割合)		
	副 議 長	2.95 月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	121万円×在職月数×0.7 95万円×在職月数×0.5	40,656,000 22,800,000	(任期毎) (任期毎)

(注) 1 厳しい財政状況を踏まえ、23年度は知事・副知事の給料を6%、議長・副議長・議員の報酬を3%減額している。また、給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
22	484,025	234,960	156,876	32.4	31.8

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
22	21	80,764	16,709	29,770	127,243	6,059

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成23年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
42.7 歳	367,312 円	529,020 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成22年度)		1,418 千円
(平成22年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算率 5~20%		
・管理職加算率 10~20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当(平成23年4月1日現在)

退職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%)	
退職手当の調整額		在職した職務の級に応じた定額 (0円~50,000円)の60月分	
(退職時特別昇給 なし)			
1人当たり平均支給額		千円	27,148 千円

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20~22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

c 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		1,794 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		128,146 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	9 人	3 %
和歌山市及び橋本市以外の県内	0 %	10(2) 人	0 %

(注) ()内は、再任用職員の数です。

d 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		2 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		19.0 %	
手当の種類(手当数)		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別環境作業従事手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	①地上10m以上の危険箇所にて行う工業用水施設の管理業務 ②非常に狭く崩落の危険がある、または水道管の破裂等特別な危険の生じる恐れのある下水道内において調査または検査	① 日額300円 ② 日額500円
災害応急作業等手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	重大な災害が発生した現場(工業用水道の取水口及び下水道)において行う巡回監視、応急作業、応急作業のための災害状況の調査等	日額800円
用地交渉手当	公営企業課、工業用水道管理センターに勤務する職員	現地における公共用地の取得の交渉の業務	日額1000円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	1,412 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	78 千円
支給実績(平成21年度決算)	1,377 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	77 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

f その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		3,937 千円	262,467 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (借家)最高27,000円 2 自宅を所有している職員 (自宅)3,400円	異なる	2 自宅なし	1,708 千円	100,471 円
通勤手当	通勤距離が片道2*以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2 (2)四輪 2,000~24,500円	3,181 千円	167,435 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員(異動前の住居から異動直後の公署に通勤することが困難であること。) 23,000円+加算額(6,000~45,000円、職員の住居と配偶者の住居との交通距離が100*以上の場合に加算)	同じ		348 千円	348,000 円

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に職務の級及び支給区分に応じて定額を支給 (55,000～75,700円)	同じ		2,381 千円	793,600 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間あたりの給与額×0.25×時間数	同じ		11,537 円	2,307 円

イ 土地造成事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
22	2,254,947	▲ 1,010,198	15,199	0.7	0.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
22	2	7,900	1,319	3,003	12,222	6,111

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成23年3月31日現在の人数です。

(イ) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.0 歳	357,929 円	508,364 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(平成22年度)		1,502 千円
(平成22年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	
2.6 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5～20%		
・管理職加算 10～20%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当(平成23年4月1日現在)

退職 手 当 の 基 本 額	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%)		
退職手当の調整額	在職した職務の級に応じた定額 (0円～50,000円)の60月分		
(退職時特別昇給)	なし		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	

(注) 1 退職手当の額は、退職手当の基本額(退職時の給料月額×支給率)に退職手当の調整額を加えて得た額である。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		251 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		125,390 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
和歌山市	3 %	2 人	3 %

d 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		-		%
手当の種類(手当数)		-		-
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
-	-	-	-	

e 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	43 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	22 千円
支給実績(平成21年度決算)	171 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	86 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

f その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (そのうち1人については、配偶者がいない場合 11,000円) 3 満16歳から満22歳までの子 5,000円加算	同じ		468 千円	234,000 円
住居手当	1 住居を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員(借家)最高27,000円 2 自宅を所有している職員(自宅)3,400円	異なる	2 自宅なし	366 千円	183,200 円
通勤手当	通勤距離が片道2 ^キ 以上で、交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用して通勤している職員 1 交通機関 限度額55,000円 2 交通用具 (1)二輪 2,000~24,500円 (2)四輪 2,000~44,300円	異なる	2 (2)四輪 2,000~24,500円	190 千円	95,160 円

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)一般職員の勤務時間の状況 (平成23年4月1日現在)

区分	1週間の正規 の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
知事部局	38:45:00	9:00	17:45	12:00～13:00
教育委員会	38:45:00	9:00	17:45	12:00～13:00
警察本部	38:45:00	9:00	17:45	12:00～13:00

(2)一般職員の勤務時間の運用状況 (平成23年4月1日現在)

ア 時差通勤制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

イ フレックスタイム制度の実施状況

知事部局	×	教育委員会	×	警察本部	×
------	---	-------	---	------	---

ウ 育児・介護のための早出・遅出勤務の実施状況

知事部局	○	教育委員会	○	警察本部	○
------	---	-------	---	------	---

(3)一般職員の年次有給休暇の使用状況 (平成22年1月1日～平成22年12月31日)

区分	総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)/(c)	消化率 (b)/(a)
知事部局	116,985.5日	35,413.1日	2,983人	11.9日	30.3%
教育委員会	121,200日	35,779日	3,175人	11.3日	29.5%
警察本部	93,257.5日	13,108.7日	2,365人	5.5日	14.1%

(注) 教育委員会の職員数には、市町村立学校の教職員数を含まない。

(4)特別休暇の導入状況

(平成23年4月1日現在)

種類	付与日数
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 裁判員・証人・参考人等出頭	必要と認められる期間
3 骨髄移植	必要と認められる期間
4 ボランティア	1暦年7日以内
5 職員の結婚	7日以内
6 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
7 妊娠障害(つわり)	7日以内
8 妊娠・産後の保健指導等	妊娠期間に応じ付与
9 産前産後	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)の日から産後8週間を経過する日までの期間
10 生理	必要と認められる期間
11 育児時間	1日2回各45分以内
12 妻の出産	3日以内
13 男性職員の育児参加	5日以内
14 子の看護	1暦年5日以内(子が2人以上の場合は、10日以内)
15 短期介護	1暦年5日以内(妻介護者が2人以上の場合は、10日以内)
16 職員の子の婚礼	1日
17 法事等	慣習上最小限度必要と認められる期間
18 忌引き	配偶者10日、父母7日、子5日、祖父母3日他
19 夏季	原則、連続する3日の範囲内の期間
20 永年勤続	連続する3日の範囲内の期間
21 感染症等	必要と認められる期間
22 天災被害	10日を超えない範囲で必要と認められる期間
23 出勤困難	必要と認められる期間
24 退勤途上の危険回避	必要と認められる期間

(5)介護休暇の取得者数 (平成22年度)

(単位:人)

区分	性別等	取得者数	要介護者数(職員との続柄別)									
			計	配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他	
知事部局	男性職員	1	1		1							
	女性職員	1	1	1								
	計	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	男性職員	8	8	3	5							
	女性職員	29	29		18	7	4					
	計	37	37	3	23	7	4	0	0	0	0	0
警察本部	男性職員		0									
	女性職員		0									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分者数(22年度)

(単位:人)

処分事由・任命権者	処分の種類	降任		免職		休職		降給		合計	失職	
(1)勤務成績が良くない場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	0	[0]	0	[0]					0	[0]	
(2)心身の故障の場合	知事部局					89	[23]			89	[23]	
	教育委員会					105	[105]			105	[105]	
	警察本部					39	[11]			39	[11]	
	小計	0	[0]	0	[0]	233	[139]			233	[139]	
(3)職に必要な適格性を欠く場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	0	[0]	0	[0]					0	[0]	
(4)職制・定数の改廃・予算の減少により廃職・過員を生じた場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計	0	[0]	0	[0]					0	[0]	
(5)刑事事件に関し起訴された場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計					0	[0]			0	[0]	
(6)条例で定める事由による場合	知事部局									0	[0]	
	教育委員会									0	[0]	
	警察本部									0	[0]	
	小計					0	[0]	0	[0]	0	[0]	
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	[0]	0	[0]	89	[23]	0	[0]	89	[23]	
	教育委員会	0	[0]	0	[0]	105	[105]	0	[0]	105	[105]	
	警察本部	0	[0]	0	[0]	39	[11]	0	[0]	39	[11]	
	合計	0	[0]	0	[0]	233	[139]	0	[0]	233	[139]	
(8)地公法第28条第4項により失職した者	知事部局										0	
	教育委員会										0	
	警察本部										0	
	小計										0	
(9)地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	知事部局										0	
	教育委員会										0	
	警察本部										0	
	小計										0	

(注) 心身の故障による休職で処分期間を更新した場合等、同一の者が複数回の分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

[]は、実人数を計上している。

(2)懲戒処分者数(22年度)

(単位:人)

処分事由・任命権者	処分の種類				合計	
	戒告	減給	停職	免職		
(1)給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	知事部局		1		1	
	教育委員会				0	
	警察本部				0	
	小計	0	1	0	0	1
(2)一般服務違反関係(信用 失墜行為・欠勤・勤務態度 の不良等)	知事部局		2		2	
	教育委員会	2	1		3	
	警察本部				0	
	小計	2	3	0	0	5
(3)一般非行関係(金銭・異性 関係等の非行等)	知事部局				1	1
	教育委員会				1	1
	警察本部				1	1
	小計	0	0	0	3	3
(4)収賄等関係	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(5)道路交通法違反	知事部局		1	1		2
	教育委員会		2	2	1	5
	警察本部					0
	小計	0	3	3	1	7
(6)監督責任	知事部局					0
	教育委員会					0
	警察本部					0
	小計	0	0	0	0	0
(7)合計((1)~(6)の計)	知事部局	0	4	1	1	6
	教育委員会	2	3	2	2	9
	警察本部	0	0	0	1	1
	合計	2	7	3	4	16

5 職員のサービスの状況

(1) 育児休業、育児のための部分休業及び育児短時間勤務の取得者数 (平成22年度) (単位:人)

区分	性別等	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得 者数	平成22年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員				育休取得率
					育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短 時間勤務取 得者数	
知事部局	男性職員				102				0.0%
	女性職員	22	1	4	22	22			100.0%
	計	36	4	3	124	22	0	0	17.7%
教育委員会	男性職員	1			139	1			0.7%
	女性職員	110	6		116	110	6		94.8%
	計	165	3	1	255	111	6	0	43.5%
警察本部	男性職員				99				0.0%
	女性職員	5			8	2			25.0%
	計	26	1	0	107	2	0	0	1.9%

(注) 「育児休業取得者数」「部分休業取得者数」「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成22年度に新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成21年度から平成22年度にかけて引き続いている者の数を記入。

(2) 育児短時間勤務の勤務形態 (22年度中に新たに育児短時間勤務を取得した職員) (単位:人)

区分	性別等	勤務形態					合計
		1日3時間55分	1日4時間55分	週3日	週2日半	その他	
知事部局	男性職員						0
	女性職員	2	2				4
	計	2	2	0	0	0	4
教育委員会	男性職員						0
	女性職員						0
	計	0	0	0	0	0	0
警察本部	男性職員						0
	女性職員						0
	計	0	0	0	0	0	0

(3) 修学部分休業の実施状況

(平成22年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	1
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

(4) 高齢者部分休業の実施状況

(平成22年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	0
教育委員会	○	1
警察本部	○	0

(5) 自己啓発等休業の実施状況

(平成22年度)

区分	実施状況	取得者数
知事部局	○	3
教育委員会	○	0
警察本部	○	0

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修状況 (平成22年度)

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考	
一般研修	新規採用職員研修(事前・前期・中期・後期)	知事部局職員(新規採用職員)	7	9	69		
	中堅職員研修	知事部局職員(採用後5年目の職員)	1	2	30		
	新任副主査研修	知事部局職員(新任副主査職員)	3	2	104		
	新任主査研修	知事部局職員(新任係長級職員)			96	1ヶ月間の民間企業体験研修	
	課長補佐研修Ⅰ	知事部局職員(新任課長補佐級職員)	3	2	82		
	課長補佐研修Ⅱ	知事部局職員(新任の本庁班長及び地方機関の課長職員等)	2	2	69		
	新任管理者研修	知事部局職員(新任の課長級職員)	2	2	65		
	新任所属長研修	知事部局職員(新任の所属長職員)	2	2	54		
	教育委員会事務局等職員研修	教育委員会職員(事務局等新規採用職員)	1	2	36		
	県教育庁等職树人権研修	教育委員会職員(事務局等職員)	1	2	468		
	初任者研修	教育委員会職員(新規採用教員)	1	16	209		
	初任者研修(宿泊研修)	教育委員会職員(新規採用教員)	1	2	209		
	初任者研修(2年次研修)(21年度継続)	教育委員会職員(新規採用21年度継続者)	1	4	191		
	10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者教員)	1	8	71		
	10年経験者研修(21年度継続)	教育委員会職員(10年経験21年度継続者)	1	2	95		
	新規採用養護教員研修	教育委員会職員(新規採用養護教員)	1	10	3		
	養護教員10年経験者研修	教育委員会職員(10年経験者養護教員)	1	5	8		
	新規採用栄養教諭研修	教育委員会職員(新規採用栄養教諭)	1	6	2		
	新規採用栄養職員研修	教育委員会職員(新規採用栄養職員)	1	10	1		
	栄養職員経験者研修	教育委員会職員(栄養職員経験者)	1	5	4		
	新規採用学校事務職員研修	教育委員会職員(新規採用学校事務職員)	1	3	25		
	新任・2年次副主査研修	教育委員会職員(H21-22に副主査発令された学校事務職員)	1	1	15		
	新任・2年次主任研修	教育委員会職員(H21-22に事務主任・主任発令された学校事務職員)	1	1	39		
	新人事務長研修	教育委員会職員(H22に事務長発令された学校事務職員)	1	1	8		
	新任校長研修	教育委員会職員(管理職(新任校長))	1	2	54		
	新任教頭研修	教育委員会職員(管理職(新任教頭))	1	2	72		
	新任教務主任研修	教育委員会職員(新任教務主任)	1	1	64		
	特別支援学級担当教員研修	教育委員会職員(始めて特別支援学級を担当した教員)	1	4	62		
	初任科	警察本部職員(新採警察官A)	2	178	51	1期生178日	
	初任科	警察本部職員(新採警察官B)	1	304	32		
一般職員初任科	警察本部職員(新採一般職員)	1	28	17			
初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官A)	2	60	67	1期生60日		
初任補修科	警察本部職員(採用時教養警察官B)	1	79	37			
幹部研修	警察本部職員(警部以上)	2	1	150	100名・50名		
人権研修	警察本部職員(警部補以上)	2	1	250	1回150名		
特別研修	住民との対話能力向上研修	知事部局職員(係長級昇任前の職員等)	3	2	115		
	プレゼンテーション研修		3	2	84		
	政策形成能力開発研修		3	2	112		
	財務諸表の見方研修		2	2	77		
	統計分析講座		2	2	65		
	メディア対応研修		2	2	40		
	条例制定研究講座		2	2	21		
	行政争訟講座		2	2	47		
	民法講座		2	2	75		
	職場研修委員研修		知事部局職員(新たに職場研修委員に任命された職員)	2	1	61	
	行政職への任用替え研修		知事部局職員(現業職から行政職への任用替えに伴う採用選考に合格した職員)	1	2	2	
	育休任期付職員等研修		知事部局職員(育児休業代替職員)	2	2	20	
	育児休業者職場復帰サポート研修		知事部局職員(育児休業から復帰した職員)	1	1	7	
	地域づくり研修		知事部局職員(全職員)	1	2	27	
職場研修指導者セミナー	知事部局職員(職場研修委員)	4	1	252			
セミナー	人権・同和特別研修指導責任者研修会	知事部局職員(職場研修委員、振興局人権担当職員等)	1	1	128		
警察政策フォーラム	警察本部職員	2	1	2			

研修名等	対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
小・中学校キャリア教育推進のための研修	教育委員会職員(教員)	1	3	60	
県立学校キャリア教育推進のための研修		1	3	59	
学校マネジメント実践研究Ⅰ		1	8	8	
学校マネジメント実践研究ⅡA		1	3	1	
学校マネジメント実践研究ⅡB		1	3	1	
理科実験観察実習ⅠA		1	4	0	
理科実験観察実習ⅡA		1	4	2	
理科実験観察実習ⅡB		1	4	5	
文化遺産総合研究		1	4	2	
環境教育総合研究		1	4	2	
思考力、判断力、表現力等を育成する小学校国語科教育研修講座		1	1	26	
思考力、判断力、表現力等を育成する中学校・高等学校国語科教育研修講座		1	1	23	
子どもたちが自ら考える小学校社会科学習研修講座		1	1	7	
活用する力を育てる算数科教育研修講座		1	1	16	
活用する力を育てる数学科教育研修講座		1	1	30	
小学校理科教育研修講座		1	1	13	
中学校理科教育研修講座		1	1	32	
高等学校理科教育研修講座		1	1	9	
高等学校実習助手研修講座(理科)		1	1	5	
自然観察研修講座		1	1	17	
電子顕微鏡活用研修講座		1	1	7	
四季の星座研修講座		1	1	18	
楽しみ親しむ日本の伝統音楽研修講座		1	1	15	
小学校音楽科授業づくり研修講座		1	1	7	
小学校体育科授業づくり研修講座		1	1	15	
生物育成や情報に関する技術を学ぶ技術・家庭科教育研修講座(技術分野)		1	1	5	
高等学校産業教育研修講座		1	1	48	
「わかる授業」を目指す中学校・高等学校英語科教育研修講座①		1	1	26	
「わかる授業」を目指す中学校・高等学校英語科教育研修講座②		1	1	27	
「わかる授業」を目指す中学校・高等学校英語科教育研修講座③		1	1	25	
小学校担任のための誰でもできる外国語活動研修講座		1	1	11	
総合的な学習の時間研修講座		1	1	25	
道徳の授業づくり研修講座		1	1	48	
学校を元気にする組織マネジメント研修講座		1	1	15	
学校における危機管理研修講座		1	1	33	
児童生徒との人間関係づくりを重視した生徒指導研修講座①(理論編)		1	1	24	
児童生徒との人間関係づくりを重視した生徒指導研修講座②(事例研究編)		1	1	14	
グループアプローチ研修講座①～集団をグループ活動で育てる～		1	1	38	
グループアプローチ研修講座②～集団をグループ活動で育てる～		1	1	27	
気づく・学ぶ・広げる人権教育研修講座		1	1	15	
環境教育研修講座		1	1	13	
防災教育研修講座		1	1	18	
小規模校・複式校の特性を生かした教育実践研修講座		1	1	18	
生きる力を高める食育研修講座		1	1	35	
教師力アップ研修講座①		1	1	44	
教師力アップ研修講座②		1	1	40	
ことばの力向上研修講座		1	1	49	
視覚障害児教育研修講座		1	1	6	
知的障害児教育研修講座①		1	1	10	
知的障害児教育研修講座②		1	1	20	
発達障害児教育研修講座		1	1	63	
肢体不自由児教育研修講座		1	1	16	
特別支援学校・特別支援学級担当教員スキルアップ研修講座(自立活動編)	1	1	45		
通常の学級で進める特別支援教育研修講座①(小・中学校編)	1	1	74		
通常の学級で進める特別支援教育研修講座②(高等学校編)	1	1	23		
通常の学級で進める特別支援教育研修講座③(心理アセスメント基礎編)	1	1	23		
通常の学級で進める特別支援教育研修講座④(心理アセスメント応用編)	1	1	27		
管理職のための教育相談研修講座	1	1	17		
教育相談研修講座①～こころについて考える～	1	1	54		
教育相談研修講座②～カウンセリングの聴き方(基礎編)～	1	1	53		
教育相談研修講座③～教育相談基礎理論～	1	1	73		
教育相談研修講座④⑤～参加型体験学習1～	1	2	35		
教育相談研修講座⑥～事例研究～	1	1	45		

専門研修

研修名等		対象者	回数等	日数(日)	修了者数(人)	備考
専門研修	教育相談研修講座⑦～事例研究～	教育委員会職員(教員)	1	1	27	
	教育相談研修講座⑧～カウンセリングの聴き方(応用編)～		1	1	32	
	学校が元気になる。地域との共育を考える研修講座		1	1	18	
	共育コミュニティ研修講座①～③		1	3	77	
	オンラインで学ぶ防災教育研修講座		1	1	20	
	地域の素材を生かす中学校社会科・高等学校地理歴史科教育研修講座		教育委員会職員(社会科・地理歴史科担当教員)	1	1	35
	活力ある学校図書館をめざす司書教諭・学校司書等研修講座	教育委員会職員(司書教諭・学校司書・学校図書館に関係する教職員)	1	1	56	
	警部補任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査部長)	1	12	16	
	巡査部長任用科	警察本部職員(昇任予定の巡査長)	1	12	6	
	捜査及び鑑識専務員任用科	警察本部職員(刑事警察任用予定者)	1	24	16	
	交通任用科	警察本部職員(交通警察任用予定者)	1	12	13	
	術科指導者専科	警察本部職員(警部補以下の警察官)	1	5	16	
	警護専科		1	5	19	
	銃刀・火薬類実務専科		1	5	13	
	特殊犯捜査専科		1	10	20	
	緊急自動車運転技能者専科(二輪)		1	18	3	
	証人出廷専科		1	5	16	
	組織犯罪捜査専科		1	5	20	
	検視実務専科		1	5	14	
	生活安全捜査専科		1	12	14	
	職務質問専科		1	12	14	
	通信指令専科		1	5	16	
	交通実務専科		1	12	16	
	緊急二輪専科		1	16	10	
	刑事実務専科		1	5	12	
	警備実務専科		1	5	8	
	総合実務専科		3	3	71	
鑑識任用専科	1		9	19		
緊急自動車運転技能者専科(四輪)	1		16	5		
看守任用専科	1		10	27		
警察安全相談・被害者対策専科	1		5	14		
サイバー犯罪捜査専科	1	5	14			
情報管理専科	1	5	14			
総合実務専科	1	3	19			
情報教育	学校経営に生かす学校情報セキュリティ研修講座	教育委員会職員(管理職)	1	1	10	
	事例に学ぶ情報モラル教育研修講座①(小学校)	教育委員会職員(教員)	1	1	8	
	事例に学ぶ情報モラル教育研修講座②(中学校・県立学校)		1	1	16	
	ICTを活用する授業設計研修講座		1	1	28	
	ICT授業活用研修講座		1	1	24	
教育相談	教育相談主事等派遣事業等に係る研修	教育委員会職員(教員)	274	1	18,024	
長期研修	長期研修員研修	教育委員会職員(選考された職員)	0	1年	11	
	教員の長期社会体験研修		0	1年	6	
合計					24,343	

(2) 勤務成績の評定状況

(平成22年度)

区分	勤務成績の評定の概要																																			
	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被評価者</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級職員</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>次長級職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の部長等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級 所属長職員(本庁・出先)</td> <td>本庁の局長等</td> <td>本庁の部長等</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>振興局長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く</td> <td>所属長</td> <td>本庁の局長等</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)※所属長職員を除く</td> <td>振興局の部長等</td> <td>振興局長</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級以下及び現業職員(本庁)</td> <td>副課長等</td> <td>所属長</td> </tr> <tr> <td>“(出先)</td> <td>次長等 ※管理職手当受給者</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>“(振興局)</td> <td>副部長等</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		被評価者	第1次評価者	第2次評価者	部長級職員	本庁の部長等	—	次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—	“(振興局)	振興局長	—	課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等	“(振興局)	振興局長	—	課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等	“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長	課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長	“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	—	“(振興局)	副部長等	—
被評価者	第1次評価者	第2次評価者																																		
部長級職員	本庁の部長等	—																																		
次長級職員(本庁・出先)	本庁の部長等	—																																		
“(振興局)	振興局長	—																																		
課長級 所属長職員(本庁・出先)	本庁の局長等	本庁の部長等																																		
“(振興局)	振興局長	—																																		
課長級職員(本庁・出先)※所属長職員を除く	所属長	本庁の局長等																																		
“(振興局)※所属長職員を除く	振興局の部長等	振興局長																																		
課長補佐級以下及び現業職員(本庁)	副課長等	所属長																																		
“(出先)	次長等 ※管理職手当受給者	—																																		
“(振興局)	副部長等	—																																		
	評価の構成	<p>① 職務行動評価 被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価 (「能力」を評価)</p> <p>② 役割達成度評価 被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価 (「実績」を評価)</p>																																		
知事部局	評価要素	<p>① 職務行動評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td>仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> <td>仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 役割達成度評価</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>部次長級</td> <td rowspan="6">勤務実績(目標に対する達成度)</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> </tr> <tr> <td>係長級</td> </tr> <tr> <td>一般職員</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> </tr> </tbody> </table>		部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率	課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用	係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方	一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方	部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)	課長級	課長補佐級	係長級	一般職員	現業職員														
部次長級	仕事の成果、基本方針の提示、適時・適切な判断、合意形成、責任ある業務遂行、組織統率																																			
課長級	仕事の成果、企画立案、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																			
課長補佐級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方、部下の育成・活用																																			
係長級	仕事の成果、課題対応、コミュニケーション、責任感、仕事の進め方																																			
一般職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																			
現業職員	仕事の成果、情報整理・知識、コミュニケーション、意欲、仕事の進め方																																			
部次長級	勤務実績(目標に対する達成度)																																			
課長級																																				
課長補佐級																																				
係長級																																				
一般職員																																				
現業職員																																				
	評価方法	<p>① 職務行動評価 5段階による絶対評価</p> <p>② 役割達成度評価 点数による絶対評価</p>																																		
	自己評価の有無	<p>① 職務行動評価 有り</p> <p>② 役割達成度評価 ”</p>																																		
	評価基準日	<p>① 職務行動評価 11月1日</p> <p>② 役割達成度評価 2月1日</p>																																		
	評価対象期間	<p>① 職務行動評価 4月1日から翌3月31日まで</p> <p>② 役割達成度評価 ”</p>																																		
	評価結果の活用方法	<p>① 職務行動評価 人材育成、任用・人事配置、分限及び給与の決定のための資料</p> <p>② 役割達成度評価 人材育成及び給与の決定のための資料</p>																																		

区分	勤務成績の評定の概要																																																														
教育委員会	被評価者及び評価者	<p>① 勤務成績評定</p> <p>(1) 教育庁</p> <table border="1" data-bbox="560 344 1378 656"> <thead> <tr> <th>対象職員</th> <th>第1次評定者</th> <th>第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>教育長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>課室長(室は附置室の長)</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副課室長</td> <td>課室長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育企画員(課長級)</td> <td>課長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副課室長</td> <td>課室長</td> </tr> <tr> <td>文化情報室の職員</td> <td>文化情報室長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>生涯学習支援班の職員</td> <td>副課長</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>教育指導室の職員</td> <td>教育指導室長</td> <td>課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 学校以外の教育機関</p> <table border="1" data-bbox="560 701 1378 976"> <thead> <tr> <th>対象職員</th> <th>第1次評定者</th> <th>第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所・館長</td> <td>局長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副所・館長</td> <td>所館長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>教育相談室長</td> <td>所長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>紀南図書館長</td> <td>館長</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>上記以外の職員</td> <td>副所・館長</td> <td>所・館長</td> </tr> <tr> <td>教育相談室の職員</td> <td>教育相談室長</td> <td>所長</td> </tr> <tr> <td>紀南図書館の職員</td> <td>紀南図書館長</td> <td>館長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 派遣職員</p> <table border="1" data-bbox="560 1021 1378 1133"> <thead> <tr> <th>対象職員</th> <th>第1次評定者</th> <th>第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文化財センターの職員(教育企画員除く。)</td> <td>文化遺産課教育企画員</td> <td>文化遺産課長</td> </tr> <tr> <td>地域教育主事(派遣社会教育主事)</td> <td>生涯学習課長</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		対象職員	第1次評定者	第2次評定者	局長	教育長	—	課室長(室は附置室の長)	局長	教育長	副課室長	課室長	—	教育企画員(課長級)	課長	局長	上記以外の職員	副課室長	課室長	文化情報室の職員	文化情報室長	課長	生涯学習支援班の職員	副課長	課長	教育指導室の職員	教育指導室長	課長	対象職員	第1次評定者	第2次評定者	所・館長	局長	教育長	副所・館長	所館長	—	教育相談室長	所長	局長	紀南図書館長	館長	局長	上記以外の職員	副所・館長	所・館長	教育相談室の職員	教育相談室長	所長	紀南図書館の職員	紀南図書館長	館長	対象職員	第1次評定者	第2次評定者	文化財センターの職員(教育企画員除く。)	文化遺産課教育企画員	文化遺産課長	地域教育主事(派遣社会教育主事)	生涯学習課長	—
	対象職員	第1次評定者	第2次評定者																																																												
局長	教育長	—																																																													
課室長(室は附置室の長)	局長	教育長																																																													
副課室長	課室長	—																																																													
教育企画員(課長級)	課長	局長																																																													
上記以外の職員	副課室長	課室長																																																													
文化情報室の職員	文化情報室長	課長																																																													
生涯学習支援班の職員	副課長	課長																																																													
教育指導室の職員	教育指導室長	課長																																																													
対象職員	第1次評定者	第2次評定者																																																													
所・館長	局長	教育長																																																													
副所・館長	所館長	—																																																													
教育相談室長	所長	局長																																																													
紀南図書館長	館長	局長																																																													
上記以外の職員	副所・館長	所・館長																																																													
教育相談室の職員	教育相談室長	所長																																																													
紀南図書館の職員	紀南図書館長	館長																																																													
対象職員	第1次評定者	第2次評定者																																																													
文化財センターの職員(教育企画員除く。)	文化遺産課教育企画員	文化遺産課長																																																													
地域教育主事(派遣社会教育主事)	生涯学習課長	—																																																													
評価の構成	<p>① 勤務成績評定 「知識・技術」「判断力」等の評定要素別の評定基準に基づき評点を決定</p> <p>② 個人目標申告に基づく実績評価 個人目標申告は、職員が自ら職務上の目標を設定し、その達成状況を自己評価するとともに、第1次評価者及び第2次評価者が職員の業績を評価</p>																																																														

区分	勤務成績の評定の概要														
教育委員会	評価要素	① 勤務成績評定 <table border="1" data-bbox="560 322 1375 696"> <tr> <td>局長、課室長、所・館長</td> <td>識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>副課室長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>指導主事、社会教育主事、教育相談主事</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>係長級、一般職員</td> <td>知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> <tr> <td>現業職員</td> <td>注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量</td> </tr> </table> ② 個人目標申告に基づく実績評価 業務達成に向けた過程における行動を、「積極性」「責任感」「協調性」「規律性」など意欲評価を中心に総合的に評価		局長、課室長、所・館長	識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	副課室長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	課長補佐級	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	指導主事、社会教育主事、教育相談主事	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	係長級、一般職員	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量	現業職員	注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量
	局長、課室長、所・館長	識見、判断力、構想力、育成力・統率力、折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	副課室長、教育企画員(課長級)、副所・館長、教育相談室長、紀南図書館長、主幹	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	課長補佐級	知識・技能、判断力、企画力、指導力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	指導主事、社会教育主事、教育相談主事	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	係長級、一般職員	知識・技能、判断力、企画力、対応・折衝力、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
	現業職員	注意力、熟練性、規律性、責任感、積極性、協調性、仕事の質・量													
評価方法	① 勤務成績評定 5段階による絶対評価 ② 個人目標申告に基づく実績評価 "														
自己評価の有無	① 勤務成績評定 有り ② 個人目標申告に基づく実績評価 "														
評価基準日	① 勤務成績評定 11月1日 ② 個人目標申告に基づく実績評価 1月31日														
評価対象期間	① 勤務成績評定 4月1日から翌3月31日まで ② 個人目標申告に基づく実績評価 "														
評定結果の活用方法	① 勤務成績評定 職員の意欲の向上や組織の活性化並びに人材育成及び適正配置のための資料 ② 個人目標申告に基づく実績評価 人材育成及び給与決定の資料														
県立学校	被評価者及び評価者	<table border="1" data-bbox="560 1227 1375 1346"> <thead> <tr> <th>対象職員</th> <th>第1次評価者</th> <th>第2次評価者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校長</td> <td>教育長</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>校長</td> <td>教育長</td> </tr> </tbody> </table>		対象職員	第1次評価者	第2次評価者	校長	教育長	—	その他の職員	校長	教育長			
	対象職員	第1次評価者	第2次評価者												
	校長	教育長	—												
	その他の職員	校長	教育長												
	評価の構成	職務の状況及び勤務の状況等に基づき評定													
	評価要素	<table border="1" data-bbox="560 1464 1375 1583"> <tr> <td>校長</td> <td>教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携</td> </tr> <tr> <td>その他の職員</td> <td>学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等</td> </tr> </table>		校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携	その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等								
	校長	教育計画と運営、職員の指導と管理、施設設備の管理、事務の掌握、地域社会との連携													
その他の職員	学級経営、学習指導、生活指導、研修、校務の処理等														
評価方法	3段階による絶対評価														
自己評価の有無	無し														
評価基準日	原則として9月1日														
評価対象期間	前年9月1日から8月31日まで														
評定結果の活用方法	効果的な学校運営を行うための基礎資料														

区分	勤務成績の評定の概要																				
警察本部	被評価者及び評価者	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 293 847 338">被評定者</th> <th data-bbox="847 293 1050 338">第1次評定者</th> <th data-bbox="1050 293 1249 338">第2次評定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 338 847 383">参事官・所属長</td> <td data-bbox="847 338 1050 383">所管部長</td> <td data-bbox="1050 338 1249 383">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 383 847 427">次席・管理官・副署長等</td> <td data-bbox="847 383 1050 427">所属長</td> <td data-bbox="1050 383 1249 427">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 427 847 472">調査官・課長補佐・署課長等</td> <td data-bbox="847 427 1050 472">管理官等</td> <td data-bbox="1050 427 1249 472">次席・副署長等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 472 847 517">係長・主任・係員</td> <td data-bbox="847 472 1050 517">担当補佐・署課長等</td> <td data-bbox="1050 472 1249 517">管理官等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 517 847 562">初任科生</td> <td data-bbox="847 517 1050 562">担当教官</td> <td data-bbox="1050 517 1249 562">校長補佐</td> </tr> </tbody> </table>		被評定者	第1次評定者	第2次評定者	参事官・所属長	所管部長	—	次席・管理官・副署長等	所属長	—	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等	初任科生	担当教官	校長補佐
	被評定者	第1次評定者	第2次評定者																		
	参事官・所属長	所管部長	—																		
	次席・管理官・副署長等	所属長	—																		
	調査官・課長補佐・署課長等	管理官等	次席・副署長等																		
	係長・主任・係員	担当補佐・署課長等	管理官等																		
	初任科生	担当教官	校長補佐																		
	評価の構成	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 被評定者の勤務実績について、基礎的能力、仕事の姿勢、業務処理能力に着眼して評定</p> <p>② 人物評定 被評定者の人物面について、社会面、活動面、精神面等に着眼して評定</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 被評定者の学術について、学科、術科成績に基づき評定</p> <p>② 操行評価 被評定者の操行について、生活面、功労面等に着眼して評定</p>																			
評価要素	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】</p> <p>① 勤務実績評定 実行力、折衝力、責任感、積極性、正確性、迅速性等</p> <p>② 人物評定 誠実・実直、信望、忍耐力、は気、ち密、向上心等</p> <p>【初任科生】</p> <p>① 学術評価 学科、術科各科目の成績</p> <p>② 操行評価 責任感、積極性、規律等</p>																				
評価方法	<p>【初任科生以外の警察官・警察職員】 勤務実績評定、人物評定を総合して5段階による絶対評価</p> <p>【初任科生】 学術評価、操行評価を総合して5段階による絶対評価</p>																				
自己評価の有無	有り																				
評価基準日	年間評定 12月31日 半期評定 6月1日、12月1日																				
評価期間	年間評定 1月1日から12月31日まで 半期評定 12月2日から翌年6月1日まで、6月2日から12月1日まで 特別評定(初任科生) 初任教養期間中																				
評定結果の活用方法	昇任、降任及び転任等の人事異動 表彰、懲戒及び分限 昇給及び勤勉手当 指導教養及び監督																				

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)公務災害・通勤災害の認定件数

(平成22年度)

区分		件数	区分		件数	区分		件数
公務災害		102	通勤災害		10	合計		112
内訳	知事部局	10	内訳	知事部局	4	内訳	知事部局	14
	教育委員会	29		教育委員会	3		教育委員会	32
	警察本部	63		警察本部	3		警察本部	66

(2)健康診断実施状況

(平成22年度)

健康診断名	受診対象者	受診者数		
		知事部局	教育委員会	警察本部
定期健康診断	全職員	3,748	3,590	2,461
雇入時健康診断	新規採用職員	80	5	
電離放射線業務健康診断	放射線業務に従事する職員	22		
農薬業務健康診断	農薬取扱業務に従事する職員	130		
有機溶剤等業務健康診断	有機溶剤等取扱業務に従事する職員	54		
振動業務健康診断	振動工具取扱業務に従事する職員	94		
家畜疾病等取扱業務健康診断	動物の負傷・疾病等取扱業務に従事する職員	82		
VDT作業健康診断	VDT作業に従事する職員の内希望者	400		2,444
B型肝炎健康診断	血液取扱い業務に従事する職員の内希望者、県立学校 養護教諭及び特別支援学校教職員	20	1,108	80
乗船業務健康診断	乗船業務に従事する職員	15		
深夜業務従事者健康診断	深夜業務に従事する職員	96		575
ホルムアルデヒド取扱業務健康診断	ホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員	6		
海外派遣労働者健康診断	6ヶ月以上海外へ派遣される職員及び6ヶ月以上海外へ派遣され帰国した職員	0		
結核健診	医療関係者で結核患者と直接接触する機会のある職員、 県立学校全教職員	2	3,357	
特定化学物質等取扱業務健康診断	特定化学物質取扱業務に従事する職員	15		
介護業務健康診断	県立特別支援学校教職員のうち希望者		70	
給食業務健康診断	県立学校寄宿舎調理員		17	

(3)(財)和歌山県職員互助会・(財)和歌山県教育互助会・(財)和歌山県警察共助会の状況

(平成22年度)

	(財)和歌山県職員互助会	(財)和歌山県教育互助会	(財)和歌山県警察共助会
会員数	5,141人	9,766人	2,550人
掛金	20,474千円	442,439千円	70,541千円
掛金率	(給料) × 1/1000	給料の1/100	(給料+扶養手当) × 7/1000
補助金	0千円	0千円	0千円

(注) 1 この様式に定める「知事部局」は、議会事務局・人事委員会事務局・監査委員事務局・和歌山海区漁業調整委員会を含みます。

2 各互助会に対する補助金については、平成18年度から廃止しました。

8 その他知事が必要と認める事項

定年退職者・勲褒退職者の再就職者数

区分 職種	平成21年度 退職者数 a	aのうち再就職者数 (平成22年度)										再就職 しない者 n	不明で ある者 o
		県に再就職した者					県以外に再就職した者						
		再任用職員 (常時勤務) c	再任用職員 (短時間勤 務) d	非常勤職員 e	臨時職員 f	その他 g	他の地方公共団体 うち再任用職員 h	外郭団体 j	非営利団体 (外郭団体除く) k	営利企業 (外郭団体除く) l	自営業 m		
一般行政職	128		43	2		1	1	3	24	6	1	26	21
研究職	9		5						2			2	
医療職	16		2				2		5	1	1	4	1
技能労務職	24		12	2								6	4
教育職	362	14											348
警察職	65		3	21			2		10	7		2	20
合計	604	14	65	25		1	5	3	41	14	2	40	394

II 人事委員会の業務状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況(平成22年度)

ア 採用試験

(ア) 試験の名称 I種(大学卒業程度)試験

- a 受験資格 (a) 昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
 (b) 平成元年4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人
 (c) 人事委員会が(b)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日: 平成22年6月27日(日)

場所: 和歌山会場
 県立向陽高等学校
 田辺会場
 県立田辺高等学校

c 最終試験

実施日: 平成22年7月30日(金)
 平成22年8月2日(月)
 平成22年8月3日(火)
 平成22年8月4日(水)
 平成22年8月5日(木)
 平成22年8月6日(金)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般行政職 通 常 職 枠	706	530	132	44	12.0
一般行政職 特 別 職 枠	39	34	16	5	6.8
学校事務職	200	150	24	12	12.5
警察事務職	72	51	10	4	12.8
総合土木職	56	39	11	5	7.8
建築職	16	11	6	2	5.5
機械職	10	8	4	1	8.0
化学職 A	38	30	8	3	10.0
化学職 B	22	20	4	1	20.0
農学職	62	47	11	5	9.4
水産職	27	23	4	1	23.0
法医鑑識	18	12	4	1	12.0
合 計	1,266	955	234	84	11.4

試験区分のうち、化学職Bは勤務場所が警察本部及び警察署になります。

(イ) 試験の名称 III種(高校卒業程度)試験

- a 受験資格 昭和61年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
 ただし、学歴制限あり

b 第1次試験

実施日: 平成22年9月26日(日)

場所: 和歌山会場
 県立星林高等学校
 田辺会場
 県立田辺工業高等学校
 新宮会場
 県立新宮高等学校

c 最終試験

実施日：平成22年10月25日(月)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	71	60	8	3	20.0
学校事務	183	154	25	10	15.4
警察事務	43	34	8	3	11.3
土木	4	4	3	1	4.0
合計	301	252	44	17	14.8

(ウ) 試験の名称 第1回警察官A

a 受験資格

昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人

(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人

※男性武道枠は別途資格要件あり

b 第1次試験

実施日：平成22年5月9日(日)

場所：和歌山会場

県立和歌山商業高等学校

田辺会場

県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日：平成22年6月7日(月)

場所：県民文化会館

和歌山ビッグ愛

平成22年6月9日(水)

和歌山ビッグホエール

d 最終試験

実施日：平成22年7月12日(月)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官A 男性一般	374	324	131	61	37	8.8
警察官A 女性一般	46	39	13	7	3	13.0
警察官A 男性武道(柔道)	3	3	3	1	1	3.0
警察官A 男性武道(剣道)	2	2	1	1	1	2.0
合計	425	368	148	70	42	8.8

(I) 試験の名称 第2回警察官A

a 受験資格

昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人

(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人

(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人

※男性武道枠は別途資格要件あり

b 第1次試験

実施日：平成22年9月19日(日)

場所：和歌山会場

県立和歌山北高等学校

田辺会場

県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日：平成22年10月18日(月)

場所：和歌山ビッグ愛

和歌山ビッグホエール

平成22年10月21日(木)

d 最終試験

実施日：平成22年11月24日(水)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官 A 男性 一般	235	189	49	20	14	13.5
警察官 A 女性 一般	17	15	6	2	1	15.0
警察官 A 男性 武道(柔道)	3	3	3	2	1	3.0
警察官 A 男性 武道(剣道)	1	1	1	1	1	1.0
合計	256	208	59	25	17	12.2

(オ) 試験の名称 警察官B

- a 受験資格 昭和53年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
ただし、次の人は除く。
(a) 学校教育法による大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人
(b) 人事委員会が(a)に該当する人と同等の資格があると認める人

b 第1次試験

実施日：平成22年9月19日(日)

場所：和歌山会場

県立和歌山北高等学校

田辺会場

県立神島高等学校

c 第2次試験

実施日：平成22年10月18日(月)

場所：和歌山ビッグ愛

和歌山ビッグホエール

平成22年10月21日(木)

d 最終試験

実施日：平成22年11月24日(水)

場所：県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	2次合格者数	最終合格者数	競争倍率
警察官 B 男性	283	239	107	59	30	8.0
警察官 B 女性	36	34	13	8	3	11.3
合計	319	273	120	67	33	8.3

(カ) 試験の名称 第1回育休任期付職員(Ⅲ種相当)
任期付短時間勤務職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 年齢制限はなし

b 第1次試験

実施日: 平成22年8月28日(土)

場所: 和歌山ビッグ愛

c 最終試験

実施日: 平成22年9月13日(月)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	32	26	17	8	3.3
土木・紀北	3	3	3	1	3.0
農業・紀北	5	4	3	1	4.0
農業・紀中	1	1	1	1	1.0
任期付短時間勤務 一般事務・和歌山	2	2	2	1	2.0
合計	43	36	26	12	3.0

試験区分のうち「和歌山」、「紀北」及び「紀中」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山: 和歌山市、海南市、海草郡
- (b) 紀北: 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
- (c) 紀中: 有田市、御坊市、有田郡、日高郡

(キ) 試験の名称 第2回育休任期付職員(Ⅲ種相当)
任期付短時間勤務職員(Ⅲ種相当)

a 受験資格 年齢制限はなし

b 第1次試験

実施日: 平成23年1月30日(日)

場所: 和歌山ビッグ愛

c 最終試験

実施日: 平成23年2月16日(水)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務・和歌山	35	28	9	3	9.3
一般事務・紀北	9	7	6	2	3.5
土木・紀北	0	-	-	-	-
林業・西牟婁	4	3	3	1	3.0
任期付短時間勤務 一般事務・紀北	2	2	2	1	2.0
合計	50	40	20	7	5.7

試験区分のうち「和歌山」、「紀北」及び「西牟婁」の勤務地の範囲は次のとおりです。

- (a) 和歌山: 和歌山市、海南市、海草郡
- (b) 紀北: 橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
- (c) 西牟婁: 田辺市、西牟婁郡

イ 昇任試験

試験の名称 警察官(警部・警部補・巡査部長)昇任試験
(一般)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	114	16	7.1
警 部 補	210	34	6.2
巡 査 部 長	472	60	7.9

(専門)

種 別	受験者数	最終合格者数	競争倍率
警 部	18	3	6.0
警 部 補	12	4	3.0

(2) 選考の状況(平成22年度)

ア 採用選考の状況

(ア) 公募選考試験の状況

a 試験の名称 社会福祉士、臨床心理士、獣医師、薬剤師及び保健師
採用選考試験(I種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和46年4月2日以降に生まれた人
(社会福祉士、臨床心理士、獣医師、薬剤師、保健師とも定められた
免許取得者又は平成23年春季までに免許取得見込みの人)

(b) 第1次試験

実施日: 平成22年6月27日(日)

場所: 和歌山会場

県立向陽高等学校

田辺会場

県立田辺高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成22年8月5日(木)

場所: 県民文化会館

平成22年8月6日(金)

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社会福祉士	29	27	4	1	27.0
臨床心理士	18	13	6	2	6.5
獣医師	8	6	6	3	2.0
薬剤師	16	11	10	4	2.8
保健師 A	25	23	6	2	11.5
保健師 B	9	8	4	1	8.0

試験区分のうち、保健師Bは勤務場所が警察本部及び警察署になります。

b 試験の名称 資格免許職等職員採用選考試験(Ⅲ種試験と同日実施)

(a) 受験資格 昭和46年4月2日以降に生まれた人
栄養士の免許取得者又は平成23年3月末日までに免許取得
見込みの人

(b) 第1次試験

実施日: 平成22年9月26日(日)

場所: 和歌山会場

県立星林高等学校

田辺会場

県立田辺工業高等学校

新宮会場

県立新宮高等学校

(c) 最終試験

実施日: 平成22年10月25日(月)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
栄養士	34	23	4	1	23.0
臨床検査技師	8	8	4	1	8.0
司書	98	69	4	1	69.0
学校栄養職員	37	28	4	1	28.0

c 試験の名称 県工業技術センター研究員採用選考試験

- (a) 受験資格 (ア)昭和50年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人
(イ)平成元4月2日以降に生まれた人で大学(短大を除く。)を卒業した人又は平成23年3月末日までに卒業見込みの人

(b) 第1次試験

実施日:平成22年7月28日(水) 場所:県工業技術センター
平成22年7月29日(木)
平成22年7月30日(金)

(c) 最終試験

実施日:平成22年9月4日(土) 場所:県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
試験研究員(機械技術系)	7	7	3	1	7.0
試験研究員(化学工学技術系)	19	19	3	1	19.0
試験研究員(電子技術系)	8	8	3	1	8.0

d 試験の名称 身体障害者を対象とした県職員採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和50年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた人
身体障害者手帳(1級~4級)の交付を受けている人
自力により通勤ができ、介護者なしに職務遂行できる人
県内に居住している人

(b) 第1次試験

実施日:平成22年10月17日(日) 場所:和歌山ビッグ愛

(c) 最終試験

実施日:平成22年11月8日(月) 場所:県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
一般事務	14	13	4	1	13.0
学校事務	4	4	2	1	4.0

e 試験の名称 近代美術館学芸員採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和50年4月2日以降に生まれた人
定められた資格取得者又は平成23年3月末日までに取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日:平成22年11月12日(金) 場所:ホテルアバローム紀の国

(c) 最終試験

実施日:平成23年2月13日(日) 場所:県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
近代美術館学芸員	45	45	3	1	45.0

f 試験の名称 専任教員採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和26年4月2日以降に生まれた人
定められた免許取得者又は平成23年3月末日までに免許取得見込みの人

(b) 第1次試験

実施日:平成23年1月30日(日) 場所:県民文化会館

(c) 最終試験

実施日:平成23年2月13日(日) 場所:県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
専任教員	12	11	8	5	2.2

g 試験の名称 獣医師採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和46年4月2日以降に生まれた人
定められた免許取得者又は平成23年春季までに免許取得見込みの人

(b) 試験

実施日: 平成23年2月13日(日)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率
獣 医 師	2	2	2	1.0

h 試験の名称 県立こころの医療センター看護師採用選考試験

- (a) 受験資格 昭和46年4月2日以降に生まれた人
定められた免許取得者又は平成23年春季までに取得見込みの人

(b) 試験

実施日: 平成23年2月13日(日)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率
看 護 師	25	22	3	7.3

i 試験の名称 第1回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

任期付短時間勤務職員採用選考試験(資格免許職)

- (a) 受験資格 試験区分毎に定められた資格免許取得者

(b) 第1次試験

実施日: 平成22年8月28日(土)

場所: 和歌山ビッグ愛

(c) 最終試験

実施日: 平成22年9月13日(月)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
獣 医 師	0	-	-	-	-
任 期 付 短 時 間 勤 務 保 健 師	0	-	-	-	-

j 試験の名称 第2回育休任期付職員採用選考試験(資格免許職)

任期付短時間勤務職員採用選考試験(資格免許職)

- (a) 受験資格 試験区分毎に定められた資格免許取得者

(b) 第1次試験

実施日: 平成23年1月30日(日)

場所: 和歌山ビッグ愛

(c) 最終試験

実施日: 平成23年2月16日(水)

場所: 県民文化会館

試験区分	申込者数	1次受験者数	1次合格者数	最終合格者数	競争倍率
社 会 福 祉 A	3	3	3	1	3.0
社 会 福 祉 B	1	1	1	1	1.0
精 神 保 健 相 談 員	3	1	1	1	1.0
保 健 師	1	1	1	1	1.0
看 護 師	0	-	-	-	-
任 期 付 短 時 間 勤 務 専 任 教 員	0	-	-	-	-
任 期 付 短 時 間 勤 務 獣 医 師	0	-	-	-	-

(イ) その他の選考の状況

職 任命権者	部長	次長	課長	課長補佐	係長	主事又は技師	その他	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査長	巡査	現業職	計
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職									
知事	2	2	7	4	7	33	4								59
教育委員会			1	7	1	3									12
警察本部長			1					4	3	7	3	1	4		23
合計	2	2	9	11	8	36	4	4	3	7	3	1	4	0	94

イ 昇任選考の状況

職 任命権者	一般職					警察官					計
	部長	次長	課長	課長補佐	係長	警視正	警視	警部	警部補	巡査部長	
	相当職	相当職	相当職	相当職	相当職						
知事	11	23	59	83	121						297
教育委員会		5	17	13	47						82
代表監査委員			1		1						2
警察本部長			2	4	4		19	34	24	8	95
合計	11	28	79	100	173	0	19	34	24	8	476

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成22年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<給与勧告のポイント>

○月例給、ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与は△8.2万円 (△1.3%)

①民間の給与との較差 (△410円、△0.11%) を解消するため、月例給の引下げ

- ・ 給料月額引下げ
- ・ 自宅 (持ち家) に係る住居手当の引下げ

②期末手当・勤勉手当 (ボーナス) を0.2月分引下げ (4.15月分→3.95月分)

平成21年に引き続き、月例給、ボーナスともに引下げ。同時引下げは2年連続4度目
ボーナスの年間支給月数が4.0月分を下回るのは、昭和38年の3.9月分以来47年ぶり

ア 民間給与と県職員給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所236から抽出した118事業所について調査を行い、役職、学歴、年齢等の条件が同等と認められる者の給与を比較しました。また、平成21年8月から平成22年7月までの1年間に民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較しました。

(7) 月例給

民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A - B)
375,873円	376,283円	△410円 (△0.11%)

※特例措置 (管理職員の給料2%減額) による減額後の職員の給与 374,957円 (較差916円、+0.24%)

(イ) 特別給 (ボーナス)

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数	差
3.97月分	4.15月分	△0.18月分

イ 平成 22 年の給与改定の内容

本委員会としては、職員の給与を次のように改定する必要があると判断しました。

※職員の給与を検討するに当たっては、厳しい財政状況によりとられている給与の減額措置が時限的なものであることを考慮し、減額前の職員の給与を基本にしました。

(7) 月例給

民間の給与との較差 (△410 円、△0.11%) を解消するため、月例給を引下げ

a 給料表

(a) 行政職給料表

- 人事院勧告による国の行政職俸給表(一)に準じて改定
40歳台以上の職員が受ける給料月額に限定して引下げ (平均改定率△0.1%)
- 給与構造の見直しによる給料表の引下げ改定に伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、上記の引下げ改定に見合う調整を行った引下げ

(b) その他の給料表

行政職給料表の改定内容に準じて改定 (医療職給料表(1)等を除く。)

b 住居手当

自宅 (持ち家) に係る住居手当について、支給月額を引下げ (3,600円→3,400円)

(単身赴任者の自宅 (持ち家) に係る住居手当についても、支給月額を引下げ (1,800円→1,700円))

・上記の改定を行った場合の平均給与 (行政職)

平均給与 (現行)	改定額	平均給与 (改定後)
376,283円	△413円	375,870円

参考 (行政職)

職員数	3,838人
平均年齢	42.6歳
平均勤続年数	19.1年

改定額 (△413円) の内訳

給料	住居手当	はね返し分※
△319円	△87円	△7円

※給料の月額を算定基礎とする
諸手当の額の影響分

(イ) 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、職員の年間支給月数を0.2月分引下げ (4.15月分→3.95月分)

支給月数 (一般の職員の場合)

	6 月期	12 月期	計
22年度 期末手当	1.25月 (支給済み)	1.35月 (現行1.5月)	2.60月 (現行2.75月)
勤勉手当	0.7 月 (支給済み)	0.65月 (現行0.7月)	1.35月 (現行1.40月)
計	1.95月 (支給済み)	2.00月 (現行2.2月)	3.95月 (現行4.15月)
23年度 期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
以降 勤勉手当	0.675月	0.675月	1.35月
計	1.9 月	2.05 月	3.95月

(ウ) 改定の実施時期等

- 勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときは、その日)
- 平成23年度以降の期末手当・勤勉手当の支給割合の改定については、平成23年4月1日
- 平成22年12月に支給する期末手当については、人事院勧告による同手当に関する特例措置の内容を考慮し、所要の措置を講ずる。

ウ 給与に関するその他の事項

(7) 超過勤務手当

人事院の報告及び民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含め、平成23年度から実施することが適当である。

(4) 給与構造改革

国においては、平成18年度から、給与構造改革として、俸給表水準の引下げを行うとともに、地域手当、本府省業務調整手当等の手当の新設、俸給の特別調整額の定額化等の施策が実施されてきた。本県においても、基本的に国に準じて施策が実施されてきたところであり、給与構造改革期間終了後の人事院の取組内容についても、本県における導入の経緯を踏まえて検討する必要がある。

エ 公務運営の改善

公務運営の改善に向けて検討すべき事項及び今後の課題について、次のとおり報告しました。

(7) 人材の確保

職員採用Ⅰ種試験で一般行政職特別枠を導入するなど、多様な人材を確保するための取組を行ってきたところであるが、今後も、優秀な人材を確保するため、更に効果的な採用試験の実施方法について検討を進めていくこと。

(4) 女性職員の登用の拡大

仕事と生活の調和の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていく必要があること。

(5) 人事評価制度の充実

国家公務員における新たな人事評価制度の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていく必要があること。

(1) 高齢期の雇用問題

本年人事院勧告において国家公務員の定年延長に向けた制度見直しの骨格が示されたところであり、定年延長について、国の動向を注視しながら、対応を検討していく必要があること。

(4) 地方公務員の労働基本権問題

国家公務員制度改革推進本部の労使関係制度検討委員会の報告書による内容を受けた政府の動向を注視していたところであるが、引き続き、その動向を注視していくこと。併せて、本年の人事院報告における労働基本権問題についての基本的な論点整理等に留意する必要があること。

(4) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、各任命権者において管理職員に対し今まで以上に強く指示しているところであり、その取組の効果を注視していくこと。管理職員にあっては、効率的な業務の執行を図るとともに、早期退庁に努めるなど率先して取り組むこと。職員一人ひとりにおいても、自己の働き方を常に見直し、改善していく必要があること。

年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要があること。

b 両立支援の推進

次世代育成支援対策推進法に基づき策定された特定事業主行動計画の後期計画に掲げられている育児休業等の取得率の向上など、目標の達成に向け、引き続き、取り組んでいく必要があること。

c 心の健康づくりの推進

メンタルヘルス相談など、様々な取組が行われているが、引き続きこれらの取組を推進していく必要があること。また、職員の円滑な職場復帰を支援するため、職場復帰支援要綱などが整備され、支援制度が運用されているが、引き続きその充実にも努めていく必要があること。

人事院において、病気休暇制度の見直しが予定されているところであり、その動向について注視する必要があること。

(2) 報告資料
ア. 職員の給与
イ. 職員の総料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議員	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長	湖区漁業調整委員会
		平成21年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校			
全		15,240	△ 136	3,512	31	16	310	2,902	5,984	12	2,472	1
行政職		3,841	△ 48	3,001	31	16	287	187	-	12	306	1
研究職		191	△ 3	177	-	-	-	-	-	-	14	-
医療職(1)		26	0	26	-	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		106	△ 4	97	-	-	-	9	-	-	-	-
医療職(3)		210	△ 1	210	-	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		58	△ 2	-	-	-	-	-	58	-	-	-
学校事務職員		341	1	-	-	-	-	-	341	-	-	-
計		4,773	△ 57	3,511	31	16	287	196	399	12	320	1
高等学校等教育職員		2,652	△ 45	-	-	-	-	2,652	-	-	-	-
県立中学校教育職員		53	△ 1	-	-	-	-	53	-	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		5,608	△ 60	-	-	-	23	-	5,585	-	-	-
計		8,313	△ 106	-	-	-	23	2,705	5,585	-	-	-
警察官		2,152	28	-	-	-	-	-	-	-	2,152	-
特定任期付職員		1	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-
特定業務従事任期付職員 医療職(1)		0	△ 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定業務従事任期付職員 医療職(2)		1	0	-	-	-	-	1	-	-	-	-

(注) 1 再任用職員は、含まれていない(以下、(注)の要までについて同じ)。
2 行政職及び研究職には、一般任期付職員をそれぞれ3人及び1人含んでいる。
3 一般任期付職員、特定任期付職員及び特定業務従事任期付職員については、(イ)から(ハ)までの家の集計から除いている。

(イ) 職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
	全	15,234	44.2	20.5
一般職員	行政職	3,838	42.6	19.1
	研究職	190	42.4	16.7
	医療職(1)	26	41.8	8.7
	医療職(2)	106	42.1	16.3
	医療職(3)	210	45.7	19.5
	学校栄養職員	58	40.7	17.1
	学校事務職員	341	44.8	24.6
	計	4,769	42.9	19.2
教育職員	高等学校等教育職員	2,652	45.3	20.7
	県立中学校教育職員	53	42.6	17.6
	市町村立小・中学校等教育職員	5,608	46.7	22.9
	計	8,313	46.2	22.2
	警察官	2,152	39.3	17.1
平成21年4月 全		15,370	44.3	20.7

(ウ) 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	
全		100.0	75.7	11.3	12.8	0.2	62.9	37.1
一般職員	行政職	100.0	72.4	9.7	17.7	0.2	80.8	19.2
	研究職	100.0	93.2	4.2	2.6	-	86.3	13.7
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	76.9	23.1
	医療職(2)	100.0	72.6	27.4	-	-	60.4	39.6
	医療職(3)	100.0	32.8	44.3	22.9	-	32.9	67.1
	学校栄養職員	100.0	48.3	51.7	-	-	1.7	98.3
	学校事務職員	100.0	2.6	41.4	56.0	-	26.4	73.6
	計	100.0	66.4	14.1	19.4	0.1	73.6	26.4
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	93.3	5.6	1.1	-	58.4	41.6
	県立中学校教育職員	100.0	92.5	7.5	-	-	54.7	45.3
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	84.2	15.7	0.1	-	44.0	56.0
	計	100.0	87.1	12.5	0.4	-	48.7	51.3
警察官		100.0	52.0	0.9	46.3	0.8	94.5	5.5
平成21年4月 全		100.0	75.1	11.7	13.1	0.1	63.1	36.9

(工) 職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表							
	全	円 368,118 (369,069)	円 10,580	円 6,418	円 385,116 (386,067)	円 12,206	円 397,322 (398,273)
一般職員	行政職	338,080 (339,406)	12,987	9,242	360,309 (361,635)	14,648	374,957 (376,283)
	研究職	350,744 (352,047)	12,903	5,889	369,536 (370,839)	16,768	386,304 (387,607)
	医療職(1)	416,121 (420,911)	11,673	70,056	497,850 (502,640)	385,225	883,075 (887,865)
	医療職(2)	329,351 (329,606)	9,802	3,946	343,099 (343,354)	6,391	349,490 (349,745)
	医療職(3)	365,449 (365,625)	8,962	1,397	375,808 (375,984)	4,661	380,469 (380,645)
	学校栄養職員	315,409 (315,409)	2,388	3,135	320,932 (320,932)	4,571	325,503 (325,503)
	学校事務職員	350,390 (350,390)	5,826	2,748	358,964 (358,964)	5,245	364,209 (364,209)
	計	340,626 (341,784)	12,087	8,438	361,151 (362,309)	15,335	376,486 (377,644)
教育職員	高等学校等教育職員	396,516 (396,946)	10,214	6,208	412,938 (413,368)	8,475	421,413 (421,843)
	県立中学校教育職員	375,379 (376,199)	11,783	7,214	394,376 (395,196)	10,419	404,795 (405,615)
	市町村立小・中学校等 教育職員	395,511 (396,757)	8,307	4,212	408,030 (409,276)	12,270	420,300 (421,546)
	計	395,703 (396,686)	8,937	4,868	409,508 (410,491)	11,048	420,556 (421,539)
	警察官	322,487 (322,858)	13,585	7,930	344,002 (344,373)	9,744	353,746 (354,117)

平成21年4月 全	369,980 (374,105)	10,856	7,404	388,240 (392,365)	12,042	400,282 (404,407)
-----------	----------------------	--------	-------	----------------------	--------	----------------------

(注) 1 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。
2 () 内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。

イ 民間の給与

(7) 職種別民間給与実態調査の概要

平成22年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成22年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（(7)～(7)）に分類された236事業所

<p>(7) 漁業 (イ) 鉱業、採石業、砂利採取業 (ウ) 建設業 (エ) 製造業 (オ) 電気・ガス・熱供給・水道業 (カ) 情報通信業 (キ) 運輸業、郵便業 (ク) 卸売業、小売業 (ケ) 金融業、保険業 (コ) 不動産業、物品賃貸業</p>	<p>(サ) 学術研究、専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの） (シ) 生活関連サービス業、娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの） (ス) 教育、学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの） (セ) 医療、福祉（中分類の医療業、社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの） (ソ) サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）</p>
--	--

(b) 調査対象職種

78職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種56職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を統計上の理論に従い、規模、産業によって17層に層化し、これらの層から118事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ) 産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係346人（行政職に相当する調査実人員185人）、初任給関係以外の調査職種4,533人（行政職に相当する調査実人員3,423人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は13,021人であり、行政職に相当するものは、8,526人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(4) 産業別、規模別調査事業所数

産業	規模 規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	108	6	5	8	31	58	42	47	19
漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業	10	-	-	1	-	9	5	2	3
製造業	44	4	3	1	16	20	11	23	10
電気・ガス・熱供給・水道 業、情報通信業、 運輸業、郵便業	26	1	2	5	5	13	14	7	5
卸売業、小売業	7	-	-	-	2	5	4	2	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	8	-	-	-	1	7	4	4	-
教育、学習支援業、医 療、福祉、サービス業	13	1	-	1	7	4	4	9	-

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が10事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、学術・開発研究機関、広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体である。

(工) 職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 技術 関係 職種	支店長	11	53.5	625,717	-	625,717	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	8	53.9	631,783	-	631,783	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	52.6	610,438	-	610,438	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	6	53.3	821,335	-	821,335	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	52.8	1,059,152	-	1,059,152	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	53.9	494,761	-	494,761	
	事務部長	104	53.0	541,342	344	540,998	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	77	52.4	551,205	410	550,795	
	短大卒	7	56.5	571,791	783	571,008	
	高校卒	20	53.6	500,698	-	500,698	
	事務部長	55	51.8	586,477	203	586,274	同 上
	大学卒	32	51.2	641,815	-	641,815	
短大卒	7	53.8	524,690	-	524,690		
高校卒	15	52.1	514,897	645	514,252		
中学卒	1	X	X	X	X		
事務部次長	40	51.7	475,282	-	475,282	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
大学卒	31	51.6	472,087	-	472,087		
短大卒	2	50.5	405,500	-	405,500		
高校卒	7	52.3	511,165	-	511,165		
事務部次長	28	50.2	507,590	1,718	505,872	同 上	
大学卒	13	49.5	530,019	3,463	526,556		
短大卒	2	50.6	586,035	-	586,035		
高校卒	13	50.9	470,043	-	470,043		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	188	48.9	508,759	9,225	499,534	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	127	48.1	508,905	1,750	507,155		
短大卒	10	48.3	414,174	-	414,174		
高校卒	49	50.9	518,297	27,331	490,966		
中学卒	2	51.0	699,050	-	699,050		
技術課長	165	49.0	510,828	6,803	504,025	同 上	
大学卒	89	48.6	545,862	7,749	538,113		
短大卒	14	48.4	506,385	1,477	504,908		
高校卒	62	49.6	468,088	6,646	461,442		
中学卒	-	-	-	-	-		

(ウ) 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	198,473	210,684	185,123	183,584
	短大卒	179,400	183,350	※ 158,000	※ 168,200
	高校卒	156,339	157,593	153,955	161,897

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。(I)において同じ。)
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成22年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務課長代理	91	46.6	483,197	50,314	432,883	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
	大学卒	62	45.4	476,262	33,168		443,094
	短大卒	3	45.0	414,408	25,902		388,506
	高校卒	26	49.6	506,362	92,551		413,811
	中学卒	-	-	-	-		-
技術課長代理	65	44.5	469,402	28,411	440,991	同 上	
	大学卒	44	42.6	467,593	17,152		450,441
	短大卒	6	43.3	516,314	71,921		444,393
	高校卒	15	51.0	457,900	49,122		408,778
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係長	201	44.6	430,865	41,061	389,804	課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長 及び係長級専門職	
	大学卒	107	43.6	412,208	44,596		367,612
	短大卒	17	43.8	409,062	44,343		364,719
	高校卒	72	45.5	454,915	34,153		420,762
	中学卒	5	52.6	511,810	66,106		445,704
技術係長	188	45.5	479,566	56,349	423,217	同 上	
	大学卒	79	43.9	455,081	54,696		400,385
	短大卒	23	44.1	456,556	29,032		427,524
	高校卒	86	47.1	505,919	64,783		441,136
	中学卒	-	-	-	-		-
事務主任	160	38.9	345,304	38,897	306,407		
	大学卒	78	36.2	332,678	38,051		294,627
	短大卒	30	39.8	324,364	31,910		292,454
	高校卒	51	42.5	375,723	43,752		331,971
	中学卒	1	X	X	X		X
技術主任	108	42.3	398,389	53,444	344,945		
	大学卒	50	39.6	405,389	70,889		334,500
	短大卒	10	37.5	322,965	39,889		283,076
	高校卒	48	46.0	408,554	39,869		368,685
	中学卒	-	-	-	-		-
事務係員	1,143	36.0	305,421	33,994	271,427		
	大学卒	478	33.2	295,684	35,085		260,599
	短大卒	172	35.1	265,440	22,298		243,142
	高校卒	488	38.7	327,587	36,935		290,652
	中学卒	5	46.6	325,830	34,806		291,024
技術係員	870	33.3	342,332	63,935	278,397		
	大学卒	368	33.6	346,852	65,820		281,032
	短大卒	164	27.3	295,012	69,129		225,883
	高校卒	336	39.9	389,458	55,014		334,444
	中学卒	2	50.0	372,221	135,071		237,150

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成22年4月分平均支給額をXとしている。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	375,873 円	374,957 円	916 円 (0.24%)
		376,283 円	△410 円 (△0.11%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

区分	前年度未処理件数 (事案件数) A	平成22.4.1～ 23.3.31の 要求案件数 (事案件数) B	平成22.4.1～ 23.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成23.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成21年度未 処理件数のうち 処理件数 D	平成22年度新規 要求件数のうち処理 件数 E	
措置要求	0	0	0	0	0	0

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	前年度未処理件数 (事案件数) A	平成22.4.1～ 23.3.31の 請求件数 (事案件数) B	平成22.4.1～ 23.3.31の 処理件数 (事案件数) C (D+E)	左の内訳		平成23.3.31現在 未処理件数 (事案件数) F (A+B-C)
				平成21年度未 処理件数のうち 処理件数 D	平成22年度新規 請求件数のうち処理 件数 E	
分限処分	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	28 (6)	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)	28 (6)
	1 (1)	1 (1)	1 (1)	0	1 (1)	1 (1)
戒告	27 (5)	0	0	0	0	27 (5)

和歌山県報

平成二十三年九月二十九日

号外

別冊